

「夏の交通安全運動」実施要領について

(公社)福岡県トラック協

1. 実施期間

平成29年7月10日（月）～平成29年7月19日（水）の10日間

2. 重点項目

- (1) 飲酒運転の撲滅
- (2) 交差点における安全確認の励行
- (3) 子供と高齢者の交通事故の防止
- (4) シートベルトの着用の徹底
- (5) 横断歩道における交通事故の防止

3. 具体的推進事項

(1) 組織的に実施するもの

【県ト協が実施するもの】

- ① ポスター等を作成し、全会員に配布するとともに、運動の周知・徹底を行う。
- ② 期間中、適正化事業指導員による街頭パトロール指導等を実施し、重点項目の推進を図る。
- ③ 輸送情報等の広報媒体を利用し、運動の周知と意識の高揚を図る。

【各支部が実施するもの】

- ① 街頭監視活動やバスキャンペーン等を積極的に実施し、会員事業所及び地域住民に、本運動の浸透と交通安全意識の高揚を図り、効果的な運動を展開する。
- ② 傘下会員事業所（事業主・管理者・従業員）を対象に、必要に応じて交通安全のための講習会を開催し、運動の周知徹底を図る。
- ③ 所轄警察署等の関係行政機関及び各地区の交通関係団体と連携を密にして、運動の効果的推進を図る。

(2) 会員事業所が実施するもの

- ① 運動期間中は、各事業所において懸垂幕・桃太郎旗等を掲げるとともに街頭監視活動や運転者への安全運転教育並びに指導を徹底する。
- ② 「危険ドラッグ」等薬物使用による運転の悪質性及び危険性について運転者に対し周知徹底する。
- ③ 点呼時には必ずアルコールチェッカーを使用して、酒気帯びの有無について確認し、飲酒運転の撲滅を図る。
- ④ 適切な運行計画及び乗務割を策定するとともに、睡眠不足や過労等運転者の健康状態を十分把握のうえ、適切な乗務指示を行う。
- ⑤ 当運動ポスターを掲示して、ポスター掲載の無事故カレンダーに交通事故発生の有無について日々「○×」を記入し、無事故達成に向けての指標とする。

(3) ドライバーの遵守事項

- ① 飲酒運転は絶対にしない。
- ② 信号を守る。
- ③ 交差点を右左折する時は、周囲の安全確認を確実に励行する。
- ④ 歩行中や自転車乗車中の子供と高齢者を見かけたら、スピードを落とし、その行動に注意するなど思いやりのある慎重な運転を励行する。
- ⑤ 同乗者を含むシートベルトの着用の徹底する。
- ⑥ 横断歩道に歩行者を見かけたら、横断歩道手前で一時停止し、歩行者の横断を妨げない。

4. 配慮事項

- (1) 期間中は、警察・運輸支局等の関係行政機関及び交通関係団体と連携を密にし、本運動の効果的推進を図ること。
- (2) 街頭キャンペーン等の際には、受傷事故防止に十分配慮すること。